

2026年4月1日

お客さま各位

手形・小切手の発行終了に伴う各種規定改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

名古屋銀行では、手形・小切手の発行終了に伴い、2026年4月1日付で各種規定を以下のとおり改定いたします。なお、改定日以前にご契約いただいたお客さまにも、改定後の規定が適用されますので、ご了承ください。

改定後の規定は、当行ホームページでご確認ください。

記

1.改定日

2026年4月1日（水）

2.対象となる規定

- ・当座勘定規定（一般）
- ・当座勘定規定〈専用約束手形口（マル専）用〉
- ・当座勘定規定〈個人当座（パーソナルチェック）用〉
- ・納税準備預金規定

3.改定内容

上記「2.対象となる規定」に記載の手形・小切手発行に関する内容を削除いたします。

4.新旧対照表

[こちら](#)をご参照ください。

以上